

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会
第6回 検討委員会 議事録

日時 平成18年2月24日（金） 13：30～15：40

場所 岐阜市役所本庁舎低層部3階 大会議室

【事務局（宮川）】 定刻になりましたので、ただいまから第6回岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会を開会させていただきます。

私、本日の司会を務めさせていただきます産業廃棄物特別対策室長の宮川でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ご多忙のところ、皆様方にはご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日は、ご都合によりまして木村委員、小嶋委員、永瀬委員、樋口委員がご欠席となっております。

また、中部地方環境事務所から筒井課長さんにご出席をいただいております。それから、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会要綱第8条の規定に基づきまして、県の林政部治山課の森川課長さんにご出席いただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきたいと思っております。まず次第でございます。それから、資料の右上にナンバーが振ってあります資料1、それと資料2、資料3でございます。それから参考資料を配付させていただきます。お手元にない方がおられましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、まず部会の開会に当たりまして、環境事業部長の一野よりごあいさつ申し上げます。

【事務局（一野）】 失礼いたします。

本日は第6回の検討委員会に、年度末に向けまして大変お忙しい中、委員の皆様方にはご出席いただきました。ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

先般の12月21日のこの検討委員会の終了後、正副委員長から市長の方に中間報告をいただいております。この事案発生以来、もう間もなく2年になろうとしておりますが、一刻でも早く安全の確保と安心に向けて、我々としても取り組みたいということで、この間精力的に、また検討委員会の先生の皆様方にもお願いしておるわけですが、本日は、この数日前の2月21日に再生ビジョン部会を開いていただきまして、そこにおきまして、処理対策が中心になるわけでございますが、そのほか、再発防止とか、安全性の確保といった面についてのまとめもしていただきました。それをきょう報告していただきまして、この検討委員会としてのまとめをお願いしたいというふうに思っております。

どうか忌憚のないご意見をいただきまして、十分な討議をしていただきますよう心からお願いいたします。ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

【事務局（宮川）】 ありがとうございます。

なお、傍聴の方にはあらかじめお断りしておきます。傍聴席の右の壁の方に掲げてございますとともに、お手元に配付しておりますが、岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領の遵守事項に従いまして、会議中の発言等はお控えくださいますようご協力をよろしくお願いいたします。

なお、ご意見等がある場合は、ご意見等記入用紙が用意してございますので、お帰りの

際にご提出いただきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

それでは、以降の進行につきましては、委員長さん、よろしく願いをいたします。

【吉田委員長】 それでは、第6回の岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会を進行させていただきます。

最初に、第5回の委員会議事録についてでございますが、これは開催通知とともに同封されていたと思いますが、これについて、何かご意見、ご質問、あるいはここは訂正した方がいいのではないかという点がございましたでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

それでは、確認していただいたということで、これを正式な議事録とさせていただきます。

それでは、次第の4でございますが、再生ビジョン部会の検討結果につきまして報告をお願いいたします。これは副部会長の富樫委員の方からお願いいたします。

【富樫委員】 吉田部会長が委員長を兼ねておりますので、副部会長の富樫の方から再生ビジョン部会のご報告をさせていただきます。

資料1というのがお手元にあるかと思えます。これが再生ビジョン部会として取りまとめた報告で、きょうご検討いただく形のものであります。

まず、これまでの部会としての経緯について、5ページ目に資料1と4というのがあるかと思えます。委員会としては6回ですが、再生ビジョン部会としては計12回、そのうち8回は市民の方と一緒に勉強会という形で、回数としては重ねてまいりました。

日程が載っていると思うのですが、平成16年度中に関しては、技術部会の方で調査、あるいはその結果の検討を進めておられましたので、それを待つということで、市民の方々を交えて、どういう形で再発防止を考えるのかと。これは後で報告させていただきますけれども、そういう勉強会を重ねてまいりました。

その後、平成17年度に入りましてから、少し間隔が飛びましたけれども、技術部会の方の検討の結果の進みぐあいを待ちながら、その報告も受けながら、主に年度の最後の方になりますけれども、平成18年に入ってから、2月中に3回、うち2回は勉強会という形で開かせていただきました。ちょっと期間が詰まっておりますので、それから年度末のお忙しい中だったかと思えますので、なかなかたくさんの方にご参加いただくというのはちょっと難しい面もあったかと思えますけれども、それで、今週の21日に第12回の部会を開かせていただいて、そこで部会としての取りまとめをさせていただきました。

内容につきましては、後ろの方に少し多くなっておりますけれども、毎回の議論の内容を取りまとめたものがございますので、後ほどご覧いただければよろしいかと思えます。

それでは、前の方に戻りまして、1ページ目からということですがけれども、再生ビジョン部会としては、今回の産廃の問題について、情報公開をしていただきつつ、それから市民の人たちの参加、市民との協働という形で解決の方向を探ろうという姿勢で取り組んでまいりました。

検討事項としては大きく二つになるのですけれども、一つは、市民協働による不法投棄の再発の防止の仕組みについて、二つ目は、現地の廃棄物の処理のやり方についてという形でいろいろ議論を重ねてきました。もちろんさまざまな意見がございましたので、全員一致というふうにはなかなかかなりにくいのですけれども、おおよそ合意ができる方向を取りまとめてきたつもりではおります。

2として、部会における検討は、そこに①から、次の2ページ目、3ページ目、⑦まであるかと思えますけれども、主に部会、それから市民の方の勉強会、その中で出てきた意見を、すべてではありませんけれども、おおよそ主要と思われるものについて、白抜きの○という形で列記をさせていただきました。

こういう検討を踏まえた形で、3ページ目の下から、部会としてのまとめということになります。これも、検討の課題に合わせまして、大きく二つ、三つということになっております。

大きな一つ目は、市民協働による不法投棄の再発防止についてということです。岐阜市に限らず、全国各地で産業廃棄物の不法投棄問題が非常に深刻な形になっているわけです。それから、国の方でも法律、さまざまな制度の運用等の形で対応してきているわけですが、残念ながら十分な形にはなっていないので、問題そのものは現実に発生してしまっているわけです。しかし、法律、それから財政的な問題等については、国としてもどうしても対応していただかないといけないという部分がありますので、国としての対応をさらに求めていくという形で、国に対しても要望する形にしております。

とりわけ、後ほど述べますが、岐阜市が代執行した場合に財政的な負担の問題が発生してきますので、それについては、産業廃棄物特別措置法でこれまでであれば一部については国の補助という形もあったわけですが、残念ながら昨年末に、新しい形の案件についてはそれを入れないという結果になっておりますけれども、なお一層の要望、お願いをするという形にしております。

それから、再発防止の②ですけれども、岐阜市、あるいは岐阜市民としてどういうことができるだろうかということも考えてみました。業者が不法投棄をしてしまったわけですが、やはりそれをめぐっては、地元の方、あるいは市民の方ができるだけそれを許さないような監視、あるいは通報等のことはしないといけない。それからもう一つ大きいのは、岐阜市としても循環型社会づくりについてきちんと取り組まないといけない。もちろん産業廃棄物、あるいは一般ごみ等も含めて、これは取り組んでいかざるを得ないだろうという形のことを考えて、後ほどありますが、岐阜市も環境基本条例を用意されておりますけれども、その中にもきちんとした、そういう実行が担保できるような委員会のような形の仕組みをぜひつくっていただきたいと。そういう形で提言しております。

それから、その一番下の部分ですが、役割分担ということで、国にお願いしたいこと、それから県としてできること、もちろん今回の産業廃棄物は県境を越えても持ち込まれておりますので、周辺の県とのいろいろな協議や、あるいは協力も当然必要かと思えますけ

れども、そういうことも要望はしていきたいというふうにしております。

次の4ページ目に進ませていただきます。

4ページの最初にあります責任の追及についてということですが、仕組みの面では、基本的に民間の企業の産業廃棄物をめぐる処理に任せて、それを監視するという仕組みになっているわけです。廃掃法の仕組みも変わってきたわけですがけれども、本来、中間処理施設であるはずの善商が産業廃棄物を不法に投棄してしまったと。当然事業者の責任は追及しないといけない。さらに、今回、ある程度進めてこれたことは、収集運搬業者、あるいは排出事業者の責任も当然追及していきたい。市場の価格よりもさらに低い価格で持ち込んだ、あるいはマニフェスト等でどこから持ち込まれたかということがある程度わかるわけですし、それについても、市の方からも業者に対して責任追及をぜひ行っていただきたいと、そういう形にしております。

それから大きな二つ目の、実際の椿洞の現場をどういうふうにしようかという廃棄物の処理の方策についてということですが、技術部会の方で、安全性、それからリスク等を考えていただき、さらにコストの試算もしていただいたわけで、全量撤去、全量残置といっても一部はいわゆる自主撤去で撤去してもらっていますから、すべて残るわけではありませんけれども。それから、部分撤去の中の三つの方策。一応5案の中でどういう形にするかということも、再生ビジョン部会の立場から、コストの問題も含めて、それから地元の方々の安全や安心ということも十分尊重して検討させていただきました。

この中でも、再発防止を当然考えるわけですがけれども、このような事件をもう二度と引き起こさないように、今回の問題で責任追及をきちんとすれば、今後もそういうことが起こらないような形で当然影響や効果は出てくると思いますので、再度責任の追及ということ掲げて、極力事業者に撤去を要請すると。あるいは措置命令を出していただくと。それが大前提であると。

現実問題として、全量撤去までいくのはかなり難しいかなと思いますけれども、あくまで責任のある、問題を引き起こした事業者に全量撤去を要求していくと。これが大前提であるというふうにさせていただいております。

しかし、実際問題として、技術部会の検討もそうですが、なかなかそれが難しいということも当然考慮に入れながら、今後の対策の②ということで、行政代執行もやむを得ないと。そういう場合には、まずは環境への影響、安全性、あるいは特に地元の方や市民の方からは、安全・安心なというご意見をいただいておりますので、その点を考えつつ、同時に岐阜市としては、人口が減少する。経済情勢もよろしくない。あるいは財政事情も非常に厳しい。そういう点も考慮しつつ、そういう財政的な制約と、それから環境上でできるだけ後の世代にもツケを残したくないと。その両面を考えた上で、実際の対策案を考えていきたいというふうにさせていただきました。

もちろんその中には、安全性、安心の方がやっぱり優先であって、財政やコストの問題はその次ではないかというご意見もいただきましたが、やはり両面の検討が必要だろうと

いうことで報告もさせていただきます。

その場合には、5案のうち部分撤去の2案、もしくは3案、それを中心として、②の途中からであります。建築系の混合物を主体とした部分については、木くず・紙・布、プラスチック類等の撤去を進め、それから金属類などで回収できる部分はリサイクルも進め、選別を行いながら、さらに環境に影響がないようにモニタリングの調査を続けながら作業を進めていくという形の部分撤去の案を考えさせていただきました。

ちょっと部分撤去の2案と3案にまたがるような形ですけれども、木くず、紙、布だけでなく、プラスチック、あるいは金属類についても選別の作業を進めながら除去してはどうか、あるいはリサイクルしてはどうかと、そういう形にさせていただいております。

それから④として、これは地権者や地元のご了解が得られればということなのですが、当然現地に選別のための施設は置くわけですが、その後の利用等についても、廃棄物の処理施設を置くということも考えられるのではないかと。これはあくまで可能性にとどまるわけですが、こういうのも入れさせていただきました。

それから、次の費用負担についてということですが、行政代執行を行わざるを得ないという場合には当然事業者にも請求をかけるわけですが、場合によっては行政、あるいは市民や企業もあるかもしれませんけれども、それからの基金の支出等もお願いしたいと。さらに国の方でも財政事情は当然厳しいですし、それは岐阜県の場合も同様であると思っておりますけれども、財政的な支援も求めていきたい。

さらに③として、できるだけコストは安く、市の焼却施設等も利用する。あるいは新しい技術も入れていく。そういう形で費用の削減には極力努めていきたいという形にさせていただいております。

それから、部分撤去した後のあの場所をどうするかということで、再生そのものをどうするかということも検討はしました。具体的な案ではないですが、専門の委員の方のご意見でも、土壌等は残るわけですから、植生を回復することは十分可能だろうというご意見をいただいております。

それから、その他として、対策の事業費もかなり100億円を超えるような金額になるかと思っておりますけれども、それをめぐっても、マイナスの側面もありますけれども、地域的な経済効果等も考えながら撤去の作業を進めていただきたいというご意見もいただいております。

以上が、再生ビジョン部会としてこれまで議論を重ねてきた上で、今回まとめとして報告させていただく内容になります。

【吉田委員長】 どうもありがとうございました。

先日行われました再生ビジョン部会の報告書についてまとめましたが、これについて、ご意見ございますか。

【清水委員】 2月21日の再生ビジョン部会のときにまとめの議論をしましたときに、

全量撤去を私ずうっと言ってまいりましたけれども、いろいろな検討をした上で、さらに私もやはり全量撤去をという気持ちが変わりませんでしたので、そういう意見もあったことを併記してほしいということを申し上げましたが、このまとめの中に入っておりません。それで、改めて申し上げさせていただきたいのですけれども、ちょっとすみません、事務局の方、これを配っていただけませんか。

〔資料配付〕

けさ、一生懸命考えておりました、慌てて書いたものですのでちょっと言葉足らずがあるかもしれませんが、意見書としてここに提出させていただきます。実は私の全量撤去の意見が盛り込まれないのではないかなと先を見越しまして、自分で書いてきました。

読み上げさせていただきます。

私は委員会の中で再三申し上げてまいりましたが、下記の理由で、当事者はもちろんですけれども、代執行の場合でも全部撤去を前提にするべきだと考えております。経済的な理由を主とした一部撤去の結論は、今後長期間にわたり問題を先延ばしするというふうに思っております。

理由の1としては、これは先ほど富樫委員がまとめの中で言ってくくださったことと同様ですけれど、違法な犯罪である不法投棄は許してはいけません。

それから2番、現時点で生活に支障がないというふうに技術部会の方から報告が出ておりましたけれども、これは将来にわたっての安全とイコールではないというふうに市民感情では考えます。私たちは、子や孫に負の遺産を残さない責任が大人としてあるのではないかなというふうに思っております。

3番目、現場に沿って流下している原川は、下流で取水され、生活に利用されているそうです。約1万9千人の方が利用されているそうですけれども、この方々の心情を思いますと、たとえ一部であっても残置ということでは納得はできません。

4番目、全部撤去の前提を持つことで業者への確固たる姿勢を示し、また住民の理解も得られ、費用負担のあり方や循環型社会の構築にみんなで知恵を集め、諸課題を進めていく基本になると思います。

以上の理由で、全部撤去を私は考えております。

この事件が発覚して、間もなく2年となりますけれども、現場は緊急調査をされただけで何の手も打たれておりませんけれども、結論を先に延ばすことはもうできないということも私たちはわかっております。対策を早急に打って出ることが今とても大切なことだと思っております。

検討委員会では、技術部会、それから再生ビジョン部会、勉強会と、いろいろな観点で討議してまいりましたが、多くの市民、とりわけ被害を直接こうむる地元の方々の願いも考慮して結論を出すべきだと思います。

けさだと思いますが、全量撤去を求める請願というのが出されたと思っております。こういうのが市議会に出されたと思っております。1万7千人の署名を集めてみえるそうです。実

は私も預かってきておりました、ちょっとお渡しするのが間に合わなかったのですが、97名預かっております。この勢いでいきますと、議会にまだまだ提出されると思います。2万人を超える方々の願いがこの中に凝縮されていると思うのですけれども、これを考慮しながら結論を出すべきだと思います。お聞きしますと、署名をとっていきますと、非常に若い世代にやはり関心が深いそうです。若いお母さん方が子供たちのために負の遺産を残してはいけません。これは同じ思いで署名に積極的に参加されるそうです。こんなことを聞きました。そういうことを考えます。

さらに、今後の対応として、①として、市が主導して、県や市民、業者、各種事業団体、リサイクル業界とかいろいろな団体がありますが、こういう団体、そして弁護士さん、その他、科学的な専門家の先生方などが参加する第三者機関を設置し、当事案の、今後いろいろな課題が出てくると思いますけれども、その検討をすること。そして、それが正しく行われているかという監視をしていく。同時に、再発防止、産廃行政の法整備も含めた国レベルのシステム構築を研究する。この際、委員の選出を公平に行わなきゃいけないので、公開で行ってほしいということです。

2点目、原因者である善商関係者への徹底した追及。

③排出事業者の責任追及。

④監督及び許可権者の岐阜市の責任、県の責任及び岐阜市議会の責任を明らかにしていただきたいと思います。

5番目、より一層情報公開、市民協働を進めていただきたいと思います。今回、市民勉強会をしていただいたのは大変よかったなというふうに思います。いろいろな市民の方が自主的に参加できる場が設けられたということは非常に評価できるなというふうに思っておりますが、情報公開がなかなか岐阜市は遅れているように感じておりますので、その辺のところもきちっとしながら、市民のものにしていきたい。みんなのものにしていきたいと思います。その際、民主的な運営を徹底することは言うまでもございません。

今、あらゆる階層で社会倫理の崩壊が目立っています。岐阜市が、長期間にわたって不法投棄を実質的に許してきた今までのことはさきの検証委員会でも違法性が高いと指摘されています。これらをまず率先して認めて、全国の各行政機関や産業界及び国民、市民の共通の課題と位置づけ、話し合いの場をつくる方策に知恵を絞るべきだと考えます。

先ほどテレビや何かで、瑞浪の業者の逮捕された人が硫酸ピッチを違法投棄したということで、瑞浪の方で県の代執行で撤去された。これ、聞いた話ですけど、山県市や岐阜市の粟野台の方にもそれが捨てられているということを聞きました。こんなことがまだまだ繰り返されていきますし、岐阜市は82%が農山林、どこにでも捨てられるというふうな、そんな土壌が今現在ありますよね。それを許してはいけないという社会をつくっていくべきだと思います。

岐阜市のすばらしい環境を次世代に引き継ごうという岐阜市環境宣言に恥じることの無い政策をぜひ望みたいと思います。これはまとめの中に、先ほど富樫委員の方からの再生

ビジョン部会の報告書に出ておりました中に入っておりませんので、これは私の一個人の意見ですけれども、私も委員として参加しておりますので、このことも含めてご審議いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【吉田委員長】 ありがとうございます。

清水委員のご意見というのは、再生ビジョン部会の中で今後の対策というところの第12回の勉強会のところで書いてあるのですが、これではまずいですか。3ページの上から3行目なのですが。

【清水委員】 意見の羅列ではなくまとめのところで検討していただきたいと思っております。

【吉田委員長】 意見書をいただきましたけれども、前段と後半がございましてけれども、後段に関しては、恐らくだれしも異論のないところだろうと思っております。それから、第三者機関というのは、ちょっとよくわかりませんが、これについて再生ビジョン部会の方で、当初、再発防止のところで、③で市民参加型の委員会を独立して項目を起こそうということにしていたのですが、そうすると、②の後、重複するものですから、実質的には同じ中身で、市民参加による協働組織（市民参加型の委員会）という形にさせていただきました。私はこれがそれに当たるのではないかと思うのですよね。もうかなり前から、これはつくりましょうということは申し上げておりますし、できれば市民協働というのか、市民の方が自由に参加できるような場を持っていただきたいということも申し上げておりますので、この点については特に、何回目の検討会だったのでしょうか、ご承認をいただいておりますので、ぜひそれは実現していただきたいというふうに思います。

そこで、前段の方ですが、我々の委員会としても不法投棄を許してはならないということ、これはだれしも認める場所。ただ、代執行について、どの程度までやるべきなのかについては意見がかなり違うということがございます。再生ビジョン部会でもそういう意見が種々ございましたし、それから市民勉強会を通じてやはりいろいろな意見がございました。検討委員会でもさまざまな意見がございまして。これをどういうふうにまとめていくのかというのは、安全性と安心というものを確保したいと。その中で、特に重要なのが、環境の問題と、それから企業の行動倫理と、それから財政負担という三つの問題を一挙に片づけていかなければならないということなのですね。それは、ある意味ではどうしてもバランスをとっていかざるを得ないということが、恐らく再生ビジョン部会の結論だったし、この検討委員会の大勢だったと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

【道家委員】 今、清水委員の方からお話も十分にいただきまして、再生ビジョン部会のご報告等されておってわかるわけでありましてけれども、いずれにいたしましてもこの問題に関してはそれぞれの立場で思い、そして議論の相違というのはまだこれからも続くと思うのです。今、そういったことで清水委員から意見がこのように開陳されたということでありまして、それはここで皆さん、ご確認をされたと思っておりますので、私は、これはこの程度でいいのではないかなというふうに思っておりますけれども。

【宇留野委員】 再生ビジョン部会で私も一言申し上げたところでございますけれども、その中で、やはりまだこの中へ組み入れられていないようなところもございますので、再度申し上げて、でき得れば答申として採用していただきたいというふうに思うところでございます。

不法投棄につきましては、全量撤去を望むところでございますけれども、やはり地元といたしましては、全量撤去を前提とした撤去案を今まで要望してきたところでございます。皆さん、同じような資料が行き届いているかと思っておりますので、資料の方は省かせていただきますけれども、次の項目について、十分地元と協議を重ねて撤去することをお願いするところでございます。一つには、雨水の浸透防止、沢水の浸透防止、地下水の汚染、これは水質汚染につながりますけど、それらの防止。発生ガスの抑制というのは大気汚染にもつながりますが、のり面の崩落防止、流出量の調整と。これらは資料にも明記してございます。モニタリングは当然のことながら、水質汚染、土壌汚染、大気汚染の緊急対策を盛り込んでいただきたいというふうにも思います。なお、混合物主体部分のすべてのものを選別し、木くず、紙、布、プラスチック、ガラス類、金属類、燃え殻、想定外の廃棄物を選別すると同時に、廃棄するべきものは廃棄するもの、地元住民と協議を重ねて廃棄物の撤去を進めてもらえれば、我々地元としましては、実質的な全量撤去ができるのだというようなことも前回には申し上げてきたところでございますので、そのところをより配慮していただきたいというふうに思います。

【吉田委員長】 今、宇留野委員からお話が出ましたけれども、前回の再生ビジョン部会では、4ページの今後の対策の②でございましてけれども、将来的に支障を及ぼすおそれがないとは言えない木くず、紙、布、前はここまででとまっております、これは第2案でございまして。その後、技術的に選別のプロセスを考えてみますと、やはりここはプラスチック類も十分に撤去可能でありますし、それから金属類についてもリサイクルに回すことが可能であると。わざわざもう一度埋め戻す必要はないということで、これも撤去しましょうと。もちろん当然量が多くなりますので、撤去に必要な時間とコストというのはそれだけかかってくるわけでございますけれども、ただ、選別のプロセスが同じであれば、当初考えていたほどコストはかけなくても済むのではないかと。これは最終的に市が代執行される時にお願いしようとは思っておりますけれども、ここで180億円とか300億円というのは、ある意味で標準的な価格なのですね。例えばあそこから一回持ち出して中間処理をして、それから最終処分場へ持っていくというルートを通すと、処理にはこれだけのお金がかかる。それから、地元の、先ほど言われた生活上の支障を除去するための設備、装置を入れると、どうしても相当なお金、これはどうしても抜けないということがあります。ただ、処理の費用に関しては、できれば現地で処理をさせてもらえれば運搬費が一回節約できますし、例えば最終処分にしても、岐阜市の施設を使わせてもらって焼却させてもらえれば、最終処分場の費用もかなり節約できるということでございます。そのあたりをお許しいただけるのかどうかということとは私どもではわかりません。地元の方がだ

めだと言われれば、本当に正規の処分をやっていかざるを得ないのだろうと思います。そうした場合にはアウトソーシングをやらざるを得ないと。相当なお金をかけると。できれば、市の方でその辺は、市役所の方もそうですけど、議会の方の協力を得て、安くしていただければ、十分節約できて、プラスチックとか金属を撤去してもそれほどコストは変わらない。むしろ節約する可能性は十分にあるというふうに考えますので、このあたりは具体的には地元の方、それから具体的な処分の仕方ということでございます。ただ、我々としては、ここまではぜひ撤去していただきたいというのを要望している。一部撤去とは言いますが、先ほど宇留野委員が言われたように、本当に有機物に関してはほとんど取り出すわけですから、全量撤去に非常に近い。案でいきますと、一部撤去でありますけど、第3案に限りなく近いものでございます。この辺でぜひご了解をいただきたいというふうに思います。

それから、清水委員が言われた再生ビジョン部会のまとめの中に、環境の大切さといえますか、どこに入れようかなというふうに思って、そういう意見があったということだけはどこかで必ず記録には残したいと思いますけれども、もうちょっと考えさせてください。

【宇留野委員】 今、委員長のお話の中で、第3案に限りなくというお話がございましたけれども、これは撤去案ということで、1案、2案、3案というような表現は差し控えていただければありがたいと思います。

【西川委員】 私からもちょっと意見を言わせていただきます。実は我々、特別委員会を議会で設けております。2月13日に特別委員会をやらせていただきました。そこで、Aさん、ここで傍聴しておみえになると思いますが、参考人という大変語弊があるのですが、意見交換ということで、一応意見を交換させていただきました。特にその中で、やはり皆さんが求めておるのは、安全、安心、この二つの言葉だと思うわけでありまして。特に安全については、技術部会の先生方にいろいろ指導していただきながら、周辺環境調査を初め、ボーリングも行ってきて、ほぼ有害な物質はないだろうと。ただ、今、継続的に測量調査は続いているわけですが、このあたりについては、今のところ大まかな測量調査もわからないですが、安全については有害物質はないと。ただ、安心の面、これは地元住民の方々、岐阜市民の皆さんが一番心配されておる部分だと思うのですが、これは特別委員会の意見だという部分で聞いていただくとちょっと語弊がありますので、私の個人的な意見だと、第3案というのは、あそこを全部掘り起こす。何が入っているかわからない部分の不安をまず解消すると。その中で分別して、燃やせるものは燃やし、またアスベストが出たら別に保管すると。非常に全量撤去に近い案だと思うのです。私個人的な意見としては、やはり第3案というものについて、これをきちっと説明すれば、ある程度市民、また地元の皆さんに理解が得られるのではないかなあと、そんな思いがするわけです。ただ、これに一つ条件があるわけですが、あそこを掘り起こす場合にはきちっとした監視体制、何が出てくるかわかりませんので、第三者を含めたその部分の監視体制をきちっと

る。また、地元、特に地権者の方に説明するに当たっては、やはり市長が先頭になってきちっと説明をしていただかなければいけないと、そんな思いをいたしております。私はそういう意見です。ただ、特別委員会、まだこの前は意見を聞いただけでありますので、これからまた数回行って、いろいろな方向性は見えてくると思うのですが、その後は道家委員も同じ委員会でありますので、お願いします。

【道家委員】 今、西川委員からもお話しございましたとおり、私、今回、一番当初、この70何万立方メートルですか、いろいろなものが入っておって、これだけの中身が一体何かということで本当に心配をされておったのですけれども、今、どういったものが入っておるかということでいろいろな調査等で順次明らかになってきておるのですね。西川委員が言われたとおりでありまして、やはり言葉の引用が非常に私は慎重にならないかと思うのですよ。例えば「一部撤去」という言葉をずうっとしきりに使っておるのですね。普通一般的に産業廃棄物の処分業、そういった業界の言葉とか社会的な慣用句というのは、普通は「分別処分」と言うのですね。これを「一部撤去」というような新しい言葉をつくったような表現がよく使われるということで、多分地元の皆さん方も何をつまみ上げるのだろうというようなことで、非常に不安があると思うのですよ。今さら、今までここまで研究をされてきた言葉を変えるということは非常に立ち往生してしまうことでありますのでいけませんけれども、本当にこれ、一般的には理解に苦しむのですよ。産業廃棄物処分業と言うのですね、普通は。それを、例えば産業廃棄物一部撤去業というふうに言えというような、何とも解釈のつかない表現というのは、ひょっとしたら本論の処分のあり方、そして中がどうかというところよりも、もっと大きく不安にさせたというようなきらいがあるのではないかとということで、私は当初から危惧をしておるのですね。やっぱり言葉というのは非常に大切でありまして、議会でもいろいろな言葉に気をつけるわけでありまして、社会通念上、ふだん使う言葉を適切に使っていくことによって、私ども、当然ながら一市民でございますけれども、この問題を認識しようとしたときにちょっと距離をつくってしまったのではないかなあ、そんなような思いなのです。これは明らかに一部撤去ということではなしに、分別処分でありますので、すべてを掘り返すということになりますと、かなりそういった言い方でご理解が賜れるのではないかとと思うのです。そして、先ほど西川委員が言われるように、すべてを掘り返してみても、出てきたものを適切に処分の方向を定めていけば、非常に安心をちゃんと担保したやり方になっていくと思いますので、慣用句というか、そういうものを上手に、特別な事態かもわかりませんが、やっぱり不安要素をかき立てるような表現というのがちょっと不足であったのではないかな。今さらの話かもわかりませんが、そういう思いであります。

【吉田委員長】 確かにおっしゃるとおりで、何か非常に残りそうな感じの言葉であることは確かであります。ただ、やはり説明をきちんとしなければならぬと思いますのは、資料2の2枚目ですね。混合物の断面図が載せてございますけれども、これを一度再生ビジョン部会の報告の4ページの今後の対策の②とあわせてごらんいただきたいのです。

けれども、イメージとしては、「まず混合物主体層全量を」と書いてあります。「全量を掘削・選別し、将来的に支障を及ぼすおそれがないと言えない云々」と。一応全部こなし
てみるわけです。ですから、ここの中から生活に支障の出てるものは全部処分するとい
うことですから、基本的には安心といいますか、安全性は、技術部会の方で、これだけの
ことをやれば十分安全性は担保できるということを保証していただいておりますし、それ
から安心をどうするかということでもありますけれども、たとえ何かがあったら、全部適切
な処分をしましょうという、これはそういう表現なのですね。ただ、コンクリートとか、
そういうものについては、そこまではということで、これはちょっと残させてもらいた
い。恐らくこれを処分するのに1年や2年ではできませんから、これだけの処理は。やは
り10年くらいはかかるのではないかと思います。その間には恐らく技術的に随分進歩し
ますし、さまざまなコンクリートとか、そういうものを再利用する技術というのもどん
どんできていないかと思うのですよね。それを、できれば第三者機関というかどう
か知りませんが、私がお願いしているのは、環境条例の中で委員会をつくってくださ
い。それは市民も含めて、監視体制、先ほど言われたような監視体制はそこでぜひやっ
ていただきたいというふうに思います。それは恒常的な委員会になり得るわけですから、完
全にこれが処理されるまで、いろいろな議論、意見を出せるのではないのでしょうか。一
応全量発掘して、それを選別されるわけですから、危険なものは恐らく全部なくなると。土
砂まで全部排出するというわけにいかないでしょうけれども、その間にぜひコンクリート
ガラ等につきましては再利用の技術をぜひ研究していただきたいというふうに思います。
そういう意味でありますから、ほとんど宇留野委員が言われたような、全量撤去に近い考
え方でございます。

【清水委員】 今言われた、例えばコンクリートガラはクラッシャーラン（碎石）にして
というのは、これはリサイクル製品としても認められていますので、そのまま置いておく
のではなくて、そういうふうにして現場のまた埋め戻しに使うということとか、それから
土砂にしましても、きちっと分析をして、安全ということがわかれば埋め戻しという考
え方もあるわけです。だから、そういう意味で処分をしていくということは考えられます
が、私が全量撤去を頭にとにかく持っていったことの一番基本の考え方というのは、再
発を許してはいけません。それから、これは何で起こったのか、これはやはり行政の甘い体制
というのがあります。それから、法整備などを含めて、産業廃棄物の仕組みがうまくい
っていないというふうに思います。それから、いろいろなことが社会的にまだ進んでい
ないということ、日本全国そうだと思いますが、こういうことをぜひ岐阜からきちっと
していこうじゃないかという決意をあらわすという意味で、これが根本的に全然違うの
ですね。だから、処理の方法とか、そういうことをいろいろな観点から話をしていくこ
とはこれからも大事なことだと思います。経費の節約も大事なことだと思います。でも、最初から税金
を使うというのではなくて、原因者の善商さんに対し、この間も新たに11月に、こ
れは不法投棄と言えるかどうか微妙なところでわからないそうですけれども、自分とこの

みを捨てたそうですけれども、でも、業者はそういう体質を持っているのですね。だから、そういうことを許してはいけないということを広くみんなに広めていく必要が今あると思うのです。そういうふうなこと、そういう社会をつくろうというふうな決意をぜひ示していかないといけない。それを答申する必要があるがこの検討委員会にはあると思います。

【吉田委員長】 再発防止のところでこれだけのことをやっていただいているなという感じはしているのですが、それから、我々もちょっと弱いかなと思うのは、業者という、善商、ニッカンとか、直接不法投棄の担当者に対して、我々、批判の目は向けているのですけれども、しかし、今、清水委員が言われたことは何かというと、基本的には産業界です。生産活動を行う中で副産物として廃棄物が出てくる。これをいかに処理するかということ。我々は絶対出さないということを企業に認識してもらわない限り、これはどう見てもだめ。率直に言って、固有名詞を出していいのかどうかわかりませんが、J Cの方が市長に答申されたというのですけど、やはり僕はちょっとおかしいのじゃないかなと。我々で何とかするという発言が私は欲しかった。産業界の責任ですということを私としては言ってほしかった。そういう体質がないと、恐らくこの問題の再発は避けられないと思います。まだまだ十分な認識が産業界にないと。いかにして啓発活動をやっていくか。これが一番重要なのではないのでしょうか。そういうことをぜひ委員会の中で、せつかく環境条例の中で委員会をつくるわけですから、これをぜひやっていただきたいと。この検討委員会としては強く希望したいと思います。

【清水委員】 産業界とおっしゃいました。そのとおりなのですが、産業界だけではないですよ。監督して指導していく許可権者でもある行政の責任、これもいまだにまだ完全にとられているというふうには見えてきません。それとか、市民の役割もあります。すべてのところの役割が相まってそういう社会がつくっていただけるのだと思います。産業界だけに責任を押しつけるのではなく、大きいですが、そういうこともみんなと一緒に考えていこうということが一つ提案になっていくのではないのでしょうか。

【吉田委員長】 ですから、その提案をしているこの委員会があるじゃないですか。これじゃあまずいですか。これを生かせばいいじゃないですか。どうして生かせない。

議会の方がいらっしゃいますので、こういう委員会をつくってほしいという希望が、我々として含めてありますので、議会の方ではぜひこれを設置していただきたいと思っています。

【道家委員】 議会の代表としてここに出席させていただいておりますので、十分私も、議会の方にそういったことが反映できるようなことを努力していきたいと。先ほど委員長が本当に言いにくいことを言ってくださったわけでありましてけれども、例えばJ Cの皆さん方の提案のあり方についてもお話をされたわけでありましてけれども、そのときに私のはっきり言ったのですけれども、これ自身は起きてしまった端的な問題なのですね。確かにこれは大きい問題でありますけれども、そのときに言ったのですけれども、全く排出者というのは、ちょっと直接搬入した業者というのは自助努力で出しておみえになります

けれども、産業界の皆さん方には手の届かないような議論がここで進められておるのですね。ＪＣの皆さん方にも言ったのですけれども、少なくとも日本の建築物なんていうものは、大体３０年ぐらいで壊れてしまうようなものしかつくっておらんと。ヨーロッパなんかへ行くと何百年もたっておるじゃないかと。せっかくＪＣの皆さん方、すばらしい、これからの時代を担っていく方が大勢お見えになるのだから、自分たちのできる業界の範囲で、３０年たつとまた同じ問題が出てくると思うんですわ。そのためにも、長いこと使える屋敷というやつも勘考していただけないかなということ、実を言うとそういった話も出たのですね。そういうことをごさいまして、やはり大きな目で、皆さんと議論を重ねてきた成果が、今すぐは出てこんと思うのですけれども、必ず将来的には僕は出てくると思いますので、それぞれの責任追及は当然やらないかんことでありますけれども、またＪＣの皆さん方もそういった面でこれから議論を交わされるのではないかな、そういうふう信じております。

【吉田委員長】 議会の方で努力していただいて、市民、それから産業界も積極的に参加してもらって、本当に環境都市宣言にふさわしいような市民意識といいますか、そういうものをぜひこの会議で盛り上げていきたいと思いますというのは難しいかもしれない。しかし、そういう委員会をつくっていただきたい。それをぜひ市民の方に生かしていただきたい。これを切に希望するということはこの委員会全員の願いだと思います。もう二度とこういうことは起こしてほしくない。決してだれも喜んでいいるわけではない。みんながある意味で犠牲者、みんなが我慢せざるを得ない。こういうことは本当にもう二度と起こしてほしくないという希望は全員一致の意見だと思います。

【西川委員】 先ほど委員長が言われたＪＣの方、我々も２月１３日に呼んで聞いたわけですが、その中で道家委員が言われたような話をされましたが、次代を担うＪＣの若手、経営者の御曹司だと思っておりますが、そういう方ばかりですので、我々もやはり今回の教訓を経て、産業界としてきちっとした部分をつくらないかなあと。いろいろな協力部分があればやるよという意見もあったということだけ追加をしておきます。ただ、今、全量撤去、一部撤去、言葉がいろいろあるわけですけど、この２年間、我々議会でも、いつまでほかっておくんやという部分があるわけですわ。現実的な、いわゆるベストではないのですが、ベターな処理方法としては今の第３案しかないということでお話をした。それは地元及び市民の人の不安を早く払拭しないかんと。これは全量撤去で７０数万立方メートルをどこへ持っていくのだと。多分そこの県とか自治体が非常にけんけんぎゃあぎゃあと、これがだんだんまた先送りになっちゃうという危険性もあるわけですわ。そういった部分で、やはり私は、第３案が今の選択肢の中では一番ベターという言葉しかできんわけですが、一番ベターな処理方法ではないかな、そんな思いがするのですけど。

【吉田委員長】 ありがとうございます。

まだ再生ビジョン部会の報告の議論でありまして、実はこれをベースにして、きょう、最終的な検討案をまとめていくわけでございます。再生ビジョン部会としてはこういうま

とめ方。清水委員の意見をどこに入れるかと。まとめではだめだったのかなあとしますので、これはちょっと考えさせていただきますが、再生ビジョン部会の報告については以上でよろしゅうございますでしょうか。

【幅委員】 再生ビジョン部会の方で何度も部会を開かれて、最終的にこういう案が出てきたのは非常に敬意を表したいと思っておるのですが、前回の全体会の中で、当然のことながら全量撤去を求めつつも、2案、3案あたりをベースに考えていこうというふうなことを中間報告で出されました。そのときは2案、3案というのは、一応何を撤去し、何を残すのかというのがこの表の中で出てきておりますよね。そこの違いというのは、比較してみますと、プラスチック等があると地盤沈下のおそれもあるよと。そういった点以外はほとんど同じなのですね。あと費用の問題、ここが一番大きな問題なのかなと思っておるのですが、今回の再生ビジョン部会の報告書を見せていただくと、先ほども多少出ておるのですけれども、木くず、それから紙、布、プラスチック類の撤去を進め、金属類などのこの「など」とは、金属類、ガラス類、それから3案において残す案のコンクリートガラこのあたりだろうと思うのですが、再生ビジョン部会の方でそこに絞られていったいきさつ、このあたりがいま一つはっきりしないのと、それから、要する費用、対策工事費について、前回お出しいただいた表の中の数字からもう少し絞られている。このあたりは具体的な検討がなされたのだらうと思うのですが、そこの差異。その関連でプラスチックまでは除くけれども、ガラス、それから金属類は残してもという話になっているのかなあとは思いますが、ちょっと関連性がはっきりしないので、もう少しご説明いただきたいと思えます。

【吉田委員長】 資料の2をごらんいただきたい。資料2の3ページというか、最後のページのところに選別のフロー図というのがございます。これは2段階に分けて選別が行われるのです。第1段階は大きいものと小さいものを分けていきましょうと。そのときに、木、紙、布というのが1種類分けられる。もう1種類は、プラスチック類も分けることができる。それから金属類も分けることができる。この中で、当初の案としては、木とか紙とか布だけをとにかく搬出しましょうという話でいったのですが、こういう選別のプロセスを通じると、特に木と紙と布だけを取り出して、プラスチックを取り除いて残置するという必要はないではないかと。せつかく金属類を取り出すのだったら、これはリサイクルすればいいではないかと。こういう意味で、当初木、紙、布だけでしたけど、プラスチックと、それから金属も取り出すと。技術的に可能であるということで判断をいたしました。

それから、コストにつきましては、できれば現場でこういう中間の処理の施設を設けさせてもらいたいと。そうすれば、運搬費というのがかからないわけですから、運搬だけはどうしてもアウトソーシングせざるを得ないと思えます。でも、これが節約できるというのは非常に大きいと思えます。

それから、これはこういう公の場で言っているのかどうか分かりませんが、市の焼却場

を使わせてもらえば随分節約になると思いますよ、お金を払わなくていいわけですから。近いですから。例えばこれを県外に持ち出すとすると、1日1往復しかできないけれども、市内でしたら、恐らく3往復か4往復できますから、効率としては3倍も4倍もよくなりますので、それが同じ1日8時間車を借りても、持ち出せる量というのは安く効率的になります。ぜひそのあたりを、議会、市役所の方では検討していただきたい。一番安い方法というのは考えられるはずです。説得は大変なのかもしれませんが、ぜひよろしくをお願いしたい。こういう理由から、少し案を変えて、プラスチック、金属も取り出すという結論を導き出しました。

〔傍聴者の声あり〕

【事務局（宮川）】 申しわけございませんが、会議の最初に申し上げましたとおり、ご発言をお控えください。

【清水委員】 質問です。前回のときに参加しまして、今までになかった今の処理施設のことが出てきましたが、私、あのときはアスベスト飛散防止のための施設かなあとって質問しなかったのですけれども、今、傍聴の方が心配されてみえるような最終処分場のように絶対ならないですよ。それからもう一つ、この椿洞の産廃を処理するための施設ですね。

【吉田委員長】 私が今申し上げたのは、できればコストを節約するための一つの方法として、そういうことを地元の方に了解してもらってくださいと。さもなければ、お金を出して、例えば本当にアウトソーシングしたらものすごくかかりますよ。でも、それでいいのですかと。

【清水委員】 どういう施設を考えてみえるのかということをお聞きしたい。今、提案の中に入れるに当たって、どういう施設を考えてみえるのかということをお聞きしたいのです。質問です。

【事務局（一野）】 これは多分地元の会長さんがおっしゃった意見だと思いますよ。

これは、清水委員、参加してみえたと思いますが、再生ビジョン部会の中で、あるいは検討委員会の中で、たしか地元の委員の方から、あそこで焼却処分場をつくって燃やすということもいいのではないかというご意見があったと思います。そのことです。それをここに載せさせていただきました。

【清水委員】 あそこのものを燃やすだけです。処理するための施設ですね。

【事務局（一野）】 詳しいことは今の委員に聞いていただくといいのですが、そういうふうに限定したかどうかということにはちょっと記憶ありませんけれども、あそこでそういう施設をつくったらどうかという意見があるということはおっしゃったはずですよ。間違いございません。

【清水委員】 はい、わかりました。じゃあ、私の意見としては、最終処分場になると、また別の問題が……。

【事務局（一野）】 最終処分場ということは一言も聞いておりませんよ。ここに書いて

あるとおりです。

【清水委員】 はい、わかりました。あそこのものを処理するための施設ですね。継続的な施設ではないということですね。はい、ありがとうございます。

〔傍聴者の声あり〕

【事務局（宮川）】 これ以上ご発言されますと退出していただきますので、よろしくお願いいたします。

【吉田委員長】 という説明なのですが、よろしいでしょうか。

【幅委員】 ちょっと私の発言をきっかけにこんなことになってしまって申しわけありません。

先ほどの点、1点、まだお答えいただいていないかなと思うのですが、前回の費用の算定に対する、今回出た第2案、第3案の算定がどういう形であの後検討されたのか、数字が違ってきますからね。

【事務局（一野）】 それはほかの皆さん、ご存じだと思いますけれども、最初に出した数字が、我々、まだ少し概算の域でしたので、それからいろいろこの検討委員会でいわゆる条件設定が少し絞り込まれましたので、それによって再精査をした数字でございます。大分前からその数字になっておりますが。

【駒宮委員】 本当は何も言うつもりはなかったのですが、よく読んでみると、やっぱりどう考えてもおかしいというのが幾つかあるのですが、資料1の3ページの下の市民協働による不法投棄の再発防止についてということなのですが、私もこの委員を2年間やらせていただきまして、ようやく最近、そもそもこの検討委員会のスタンスの甘さに対して、本当にじくじたる思いをしているのですが、実はこれを見る限り、モラルハザードについてほとんど触れられていない。本来この事件の非常に大きな中核はモラルハザードなのです。そうであるにもかかわらず、再発防止のまずナンバーワンが、これは国がやることじゃないかということ。それから役割分担についても、県以上のレベルでやるのが望ましいと。これは明らかに市、あるいは市民の責任を全く無視しているというふうに、私は市民じゃないのですが、とらえられてしまいますよ。そこのことをまずきちっとやらない限り、恐らく県も動かないし、国も動きづらい。それがきっちりとうたわれるような再発防止策でないと、せっかく2年間やってきた意味がないというふうに思います。

【吉田委員長】 何ですか。ここに委員会をつくりましょうと。ここがモラルハザードを防ぐ唯一の方法ですよ。こんなことがあっちゃいかんですよ。

【富樫委員】 ちょっと駒宮委員の読み方が僕は理解できないのですが、一つは、責任者の徹底追及ということをして、それから善商、収集運搬業者、排出事業者の責任も追及していくと。その点では、モラルハザードを許さないという大前提でいるわけですよ。それはご了解していただけますか。それから、その上で、国、県、市、特に岐阜市の場合は中核市、保健所を持っていますので、普通であれば県がやる機能をかかわって岐阜市がやっていて、それでこの形の委員会もやっているわけですがけれども、法律、制度、場合によっ

ては財政的な問題は国としてきちんとやってもらうべき問題があると。岐阜県の場合もほかでも不法投棄問題がたくさんありますけれども、県として全県的に対応する問題もあるだろうと。その上で、岐阜市、あるいは市民として、どういうことをやるべきかという形で書いているわけです。順番で並べ方や書き方はあるかと思うのですが、必要な点は指摘していると思っっているのですけれども。

【駒宮委員】 そういうふうにはとれないのではないのですかね、単純に考えて。

【富樫委員】 ちょっと戻る議論なのですけれども、いろいろ産業廃棄物の不法投棄問題がありますけれども、全国的にも一番多いのは建築系の廃棄物が大半なのです。善商の場合、椿洞の場合もそうなのです。国の今の産業廃棄物行政が十分だとは僕も考えないのですけれども、建築系の廃棄物については、今回不法投棄されたように混合された形で、あるいはミンチ状態で解体されて持ち込まれるということは原則なくなっているわけですね。今の建設リサイクル法ではそれは許しませんので、したがって、解体する現場でコンクリートは破碎して、埋めている場合も持ち出している場合もあるでしょうし、鉄等も分けているわけですし、したがって、制度的な仕組みで再発を防ぐべきだと思いますね。その上で、さらに不法投棄等がある場合には、行政や、あるいは市民の目の届く範囲でどういうふうに監視するかという形で対応すべきだと思いますけれども。

【駒宮委員】 どこを読んでも、モラルハザードが最大の原因であるというふうには読めない。言ってみれば、市、ないし市民の責任という、このまとめの中だけを読むと、あまりなくて、そもそも産廃の制度がいけなかったのだと言っているようなものでしょう。そういう考え自体がモラルハザードですよ。だから、やはりそれを頭にきちって入れてからこの文章があるのだったら私はわかりますよ。それがすこんと抜けて、急に国のどうたらこうたらというのは、やっぱりちょっと筋違いじゃないかなというふうに私は思います。

【井上委員】 私は技術部会の方でして、再生ビジョンの方で意見を言うつもりはなかったのですが、ちょっと意見がとまった状態になりましたので、少し言わせていただきたいと思うのです。

今まで話が出ている中で、少し確認をしていただきたいのは、後で技術部会のいろいろな報告も含めてあるのですが、まず第1に、私たちの技術部会の方で少しだけその話をちょっと後で言わせていただきますが、中に入っているもの自体を有害性とかいうようなことから判断をして、それはいろいろなことでくまなくすべてを見たわけじゃないですけれども、ほぼ見て、現状では安全だという安全宣言をさせていただきました。幾つか土壌汚染対策法の中で問題になるところがありましたけれども、それを踏まえても、周辺環境に対して問題を与えることはない。これは安全だということを少なくとも技術部会の中で宣言をさせていただきました。その結果、それが大きく、例えば地崩れがするとか、そういうことが起こらない限り、内部のものが出ていって、将来にわたって周辺環境に影響を与えるということはないというふうに一応結論づけはしたわけです。今問題にな

っているのは、実はそういうことではなくて、その次にある、ひょっとしたら不安があるかもしれないという先ほどの不安に対して実は今膨大なお金を使おうとして、その不安の部分にどうしようかということが一方では大きな問題になっているわけです。その部分と、実は不法投棄と言われているものをどう防止するかという話の二つが入りまじった形で議論されているから、少しおかしくなっているような感じがするのですね。もう少しその辺を冷静になって考えていただきたいなというふうに思うのですが、私は岐阜市民ではないので、あまり言うと怒られてしまいます。こちらに住んでいるわけでないし、直接私が、場合によってはお金を最終的に出すということではないかもしれませんが、対岸からものを言っているようなものですからというのがあります、そうは言っても、今のような事態があったときに、もう少し冷静になって考えていったときに、我々は今何をやろうとしているのかということを考えていただければいいかと思うのですね。第1点は、今、安心を得るために、不安というのは、先ほど言いましたけど、安全ですよというようなことは言っているのですが、その上をやろうとしているのですね。安全の上の部分はどういうふうにして、安心を得るために、先ほど一部撤去という話をされていましたが、実際には内部を全部掘り起こして選別をしてというようなことをやろうとされている。私自身はこれについては、科学技術者の立場からいけば、少しリスクに対して、リスクの削減に対して余りにも膨大なお金をかけ過ぎて、費用対効果を考えると私は問題だなあと思うのです。だけど、それは再生ビジョンを含めて、市の方々、市民の方々がそれを選ぶということであれば、それは仕方がないなと思うのです。ただし、私の考え方は実際は違います。じゃあ、その安心を得るというためにある意味で膨大なお金をかけるものですが、そのときに考えていただきたいのは、1点、意見が食い違っている大きな問題点になっているのが、再発防止をするためにそれだけの犠牲を払うということ、一つはお金の面で出そうとする。再発防止というのと、お金をそれまでかけて安全にしくちゃいけないかというのは、本来冷静に考えれば違う話なのです。それは冷静に考えていただきたいというふうに思うのですね。そういうことから、先ほどのモラルハザードという言葉が出てきているわけですが、この中で、国や、それから県のいろいろな責任が言われている。確かにそのとおりです。先ほどお名前は何という方はちょっとわからないのですが、委員の方がモラルハザードの話をして、今とまりましたけど、問題になるのは、やっぱりそういう中から、あの方がおっしゃるのは、社会の中で今後どういうふうにして、そういう不正行為に対してネットワークをつくって防止するかという観点、この1や2に書いてあるような、最初の再発防止の中に、これは確かにそうだけれども、市民の側からわき上がってくるようなものがやっぱり欲しいのではないかとおっしゃっているのだと思うのですね。もっときちんと市民やネットワーク社会を通じた監視が行き届いていれば、こういうことはなかったはずだと。そういうことをこの中に書いてもらわないと、やっぱりそういうモラルハザードみたいな大きな原因があるところを、次に防止しようというのはできないぞと。もしそういうのが出てくれば、もう少し安心ということについても、安心に

どのぐらいお金をかければいだろうかという議論ももう少し前に進むのではないのだろうか。そういうことになれば、この再発防止のところ、市民としてどういう考え方をこの中に入れてあげればいいのかということをやっぱり盛り込む必要があるのではないだろうかというふうに思うのですけどね。というコメントなり意見かわかりませんが、安心をどう我々は得るかというところ、その部分にお金をかけたり、議論をかけたりしているのですが、むだな議論じゃなくて、生産性のある議論をして、ここでどうするかをこの中に盛り込めばいいのじゃないですかと、そういうふうに思うのですけど。

【駒宮委員】 今おっしゃっていただいたこと、そのものなのですよ。安心、安全ということだけを考えれば、実は全量残置でもいいのではないかというふうに思いますよ。私も外部の人間なので、あまり積極的な意見は言えませんが、逆に年間何十億円も使うわけですから、どうせお金を使うのだったら、1年10億円です。モラルハザードがなくなるようなお金の使い方だってあるわけですよ。そういうことを本当はもう少し建設的に考えていかなきゃいけない。今までの我々の議論というのは、実はモラルハザード部分がすこんと抜けて、どちらかというと技術系の話に偏重してしまって、そういうあたりが全体的な一つ骨がない議論になってしまったと。その結果として、再発防止の案が1、2という形で出てきてしまったということは非常に私はまずいというふうに感じております。

【吉田委員長】 再発防止というのは、再生ビジョン部会でずうっと言い続けてきたことだし、それからモラルハザードを無視してきたとは決して思わないのです。というのは、私たちにできることは一体何だろうかということを考えると、やはりかなり強力な委員会のようなものを常時つくっていただいて、そこで本格的な議論をしていただくと。そういう仕組みをつくるのが我々の役割だと。ただ、表現がこれでいいのかと言われると、実はこれで私自身はいいのではないかと。とても市役所、市レベルだけで対応できないというのは現実であります。その意味では、やはり何らかの国家的な、国レベルの、国レベルである意味でモラルハザードは起こっている。それを解決していくための一つの提案ができるような会議をぜひ市役所の方で持ってもらいたいと。イニシアティブをとって持ってもらいたいという意味で、協働による市民参加型の委員会というのを考えたわけです。

【清水委員】 委員長さん、おっしゃるとおりなのですけれども、感じられないのですね、それが。最初から、例えばお金の問題にすりかえられたりとか、勉強会の中で一部撤去とか全量残置が出てきて、そしてあるときから全量撤去の案がすこっと抜けて、市役所の財政状況だけが資料として出てくるというふうな会議の進め方を見ておりますと、市や市民、ある意味で全量撤去といったら、私も税金をわずかですけど払っておりますけれども、自分たちがお金を持ち出して、本当に大きなお金を持ち出してやっていこうというふうなことを申し上げているわけですから、そういうことをみんなで言って、覚悟を示して、そして国の方にも、あんとんどこにもやっぱり不整備があったのではないのというふうに言って、初めて納得してもらえるものでしょう。自分のところのことを認めずに、相手ばかり責めていたっていけないと思うのですよ。経済的なことばかり、これだって、も

しかしたら今後変わる可能性が大いにあります。減る場合もあるし、増える場合もあります。けど、会議の進め方がその辺の一番、駒宮委員がおっしゃったような、何でこういうことが起こったのかということが根本に抜けているような気が私もします。

【富樫委員】 ちょっと意見がまだかみ合わないところがあると思っておるのですけれども、一昨年から勉強会の中で、なぜこういう問題が起こったのだと。その制度的な問題はどこにあるのだと。企業や市民や行政がどういうことをやれるのだろうと、そういう議論はかなりやったつもりでいるのですね。もちろん議論をやったからといって、それで解決になるわけではない。必要な制度の改正も要るでしょうし、財政的な対策も要ると思いますし、もちろん企業や市民の意識が変わっていかないといけないというのは当然そうなのですよね。しかし、委員会の報告として、そういうことが必要だよというのは当然そうですし、排出事業者の責任も追及する、市民としてできることはしようと書いてはいるわけです。表現や順番は、先ほどから言っているように、これでいいかというのはいろいろあり得ると思うのですけれども、项目的には一応盛り込んでいるつもりでいるのですね。その上で、井上委員が言われたように安全性にはきちんと配慮していると。しかし、安心という心や気持ちの問題も地元の方からも大分ご意見もいただいていたわけですけれども、その上で、どこまで費用をかけて対策をするのだと。それは十分検討してきたわけですよね。だから、財政的な問題は抜きにして、安心という気持ちの問題だけで対策案を出すわけにはいかないということですよ。そこはやっぱり基本的なスタンスで全然違うと思っているのですけど、僕はやっぱり財政的な問題は必要ですし、それは岐阜市だけじゃなくて、全国のほかで起こっている産業廃棄物の不法投棄問題でも、技術的な対応策と財政的な対応を十分検討した上で解決案を出していっていると理解しているのですけれども、多分ほかの先生方はほかのケースの事情もいろいろご存じでしょうから、その上で案を検討していただいていると思っておりますけれども。

〔傍聴者の声あり〕

【事務局（宮川）】 先ほどお願いしましたように、ご退出いただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

【吉田委員長】 再生ビジョン部会の報告については、再生ビジョン部会自体が非常に議論をしてきたことでありますし、私たちとしては、当初、なぜこれが起こったのかというのを1回、2回では十分詳細に説明してきて、それから、なぜ財政の方の問題に移ったかという、技術部会の方でこういう案がありますよ、こういう技術的な可能性ががありますよ。だから、これからは少し財政的な問題もきちんと議論しましょうと。それまで全然議論していないから、だから、そういう順序を追っていますから、決して我々が議論していないということはないと思います。議論はしてあると思います。

時間も時間ですので、再生ビジョン部会の報告につきましてはさまざまな議論があったことを少しまとめさせてもらいますので、これについては、検討委員会の最終的な報告書をもう検討しなければなりませんので、この辺で議論を打ち切らせてください。よろしい

でしょうか。

【清水委員】 意見をきちっと盛り込んでくださいね。お願いします。

【吉田委員長】 やります。

【大野委員】 今日のこのまとめですね。全量撤去を前提にということで、いろいろ今までの検討の結果、こうやってまとめていただいたのですが、日本語の難しいところ、あるいはまたこういった字で表現しますと非常に難しいところがあると思います。私はこの辺のところ、いいふうにまとめていただいたのではないかと自分には思っております。ただ、地元のものとしまして、もう既に2年にならんとしているのですが、やはり地元民としては、一日でも早くそういう段取りをしてもらいたいということを要望させていただきます。

【吉田委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、十分考慮させていただきますので、次に進めさせていただきますと思います。

議題の5ですね。検討内容のまとめでございますが、資料の3でございます。こちらの方に移らせていただきます。

資料の3は、全体として要約がA4で1枚、裏表ございます。これは、それ以下の岐阜市産業廃棄物不法投棄検討委員会の報告書の案を要約したものでございます。全体としての目次は、報告書（案）の次のページからをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、これまでいろいろ再生ビジョン部会及び技術部会の方で議論していただいたことをまとめてございます。それを要約すると次のようになろうかと思っておりますので、これを読ませていただきますので、これについてご検討をお願いしたいと思います。

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会検討報告（案）。

平成16年5月27日、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会が設置され、今後の対策や現地の再生などについて、部会も含めて延べ27回にわたって会議を開催してまいりました。

検討に当たっては、市民の安全・安心の確保を第一に、まず技術的見地から検討を加え、次いで、再発防止のための仕組みの確立、さらには将来的な市の財政負担をも考慮した上で、どのような対策を実施すべきかといったことを念頭に検討を行ってまいりました。

今般、検討内容を取りまとめるに至りましたので、下記のとおりご報告いたします。

記。1. 検討内容、これは報告資料（案）の方に詳細が載せてございます。

2. 提言、検討結果を踏まえた委員会としての提言は以下のとおりである。

(1) 安全性の確保について。

詳細調査及び現在も継続して実施されているモニタリング調査の結果から、現時点において生活環境の保全上の支障が生じているとは認められない。一方、のり面崩落や内部発

熱など、将来、生活環境の保全上の支障が生じるおそれが全くないとは言えないが、残置、一部撤去、全量撤去のいずれの案を採用しても、必要な対策を施すことにより、環境基準など法律に基づく各種の基準を達成でき、生活環境の安全は確保できると考える。今後、対策の内容を検討する上で、技術的見地から留意すべきと思われる事項は以下のとおりである。

①対策手法等の詳細については、対策を実施する段階でさらに詰める必要があること。

②廃棄物の掘削・選別作業に当たっては、アスベストの飛散防止など、周辺環境、作業環境の安全確保に努めること。

③鉛が土壌含有量基準を超過している箇所も含め、今後、恒久的な対策を実施するに当たっては、必要に応じて補足調査を実施した上で適正に処理すること。

④水処理施設を設置する場合、下水道への接続が非常に有効であると考えられることから、具体的に検討すること。

(2) 市民協働による不法投棄の再発防止について。

①再発防止について。1) 産業廃棄物の処理は国家レベルで対処すべきことであり、国に不法投棄の防止策と不法投棄された産業廃棄物処理費用の負担を求めること。2) 市及び市民にできること。ア. 当事案の今後の監視あるいは廃棄物問題の啓発等を目的とした市民参加による協働組織(市民参加型の委員会)を設置すること。イ. 循環型社会の構築に努めること。

②役割分担について。産廃行政の所管については、県以上のレベルとすることが望ましく、そのような仕組みの構築を国・県へ働きかけること。

③責任追及について。排出事業者等の責任追及を徹底し、極力事業者による撤去を図ること。

(3) 現地の廃棄物処理方策について。

①責任追及については、先ほどの(2)の③と同じでございます。③は、一般的に今後起こるかもしれないというような場合についても、やはり排出事業者には責任をとっていただく。それから、現地の処理については、これは既に当事者が決まっているわけですから、具体的な問題です。排出事業等の責任追及を徹底し、極力事業者による撤去を図ること。

②今後の対策について。1) 全量撤去を前提に、行為者及び排出事業者等に対して責任に応じて撤去を求めること。2) 代執行もやむを得ない状況が見込まれる場合、当委員会における検討結果や調査結果などを総合的に勘案し、まず混合物主体層全量を掘削・選別し、将来的に支障を及ぼすおそれがないと言えない木くず、紙、布、プラスチック類の撤去を進め、金属類など、それ以外の廃棄物については、選別状況やモニタリング調査結果などを踏まえて判断すること。3) 選別・撤去に当たっては、資源としてのリサイクルの可能性も考慮すること。4) 地権者及び地元等の理解を得られれば、現場での廃棄物の処理施設設置も考えられること。

③費用負担について。1) 代執行が見込まれる場合は、事業者、職員等からの拠出による基金の設置などを検討すること。2)引き続き、国・県へ財政支援を求めること。3)対策の実施に当たっては、市の施設の活用や最新技術の導入など、費用の低減に極力努めること。

④再生について。コストを考慮した上で、植生による緑化が適当であること。

(4) その他。対策実施に当たっては、地域経済に寄与できるような方策を検討すること。以上でございます。

技術部会の検討結果と、それから再生ビジョン部会の検討結果をまとめたわけでございます。

これを最終案として報告したいと思いますが、ご意見をお願いいたします。

【駒宮委員】 また繰り返しになりますけれども、やはり何度読んでも、先ほど私がお話ししたことは感じられませんよ。せめて一つの提案なのですが、清水委員のおつくりになった意見書の下の方、「今、あらゆる階層で社会倫理の崩壊が目立っています云々」という、これは実は再発防止の前文として非常にうまくできていますよ。だから、これを入れて、それで再発防止について、(1) 国家レベルで対処すべきこと云々というのだったら、まだ筋が通っていますね。ぜひ、この清水委員のおつくりになった意見書の「今」というところから「絞るべきであると考えます」というあたりを入れていただきたいというふうに思います。

【吉田委員長】 再発防止の次に、社会全体が今ちょっとおかしくなっているから、そういうことを入れればいいわけですね。

【駒宮委員】 ここの5行はぜひ入れていただきたいというふうに思います。

【吉田委員長】 全部かどうかは知らないけれども、ちょっと検討させてください。それは必要である、入れた方がいいと思うということであれば。どうでしょうか。

【富樫委員】 内容的には、清水委員のおっしゃることというのは、僕も同じ意見を持っている部分がありますし、ただ、文章の表現や意見としての出し方、検討委員会として報告を上げるに当たって、この問題に対して岐阜市として、市民としてもきちんと対応していくと。再発防止を全国に対しても宣言していくと。それに必要なことは国や県に対しても要望もしていくと、そういう内容が入ればいいと思いますけれども。ただ、一般論として、いきなり社会倫理の崩壊云々を書かれると、それは多分いろいろな問題もありますし、逆に言えば、そういう書き方で問題が解決するとは僕は考えませんので、ちょっと書き出し方が違ってくると思います。

【吉田委員長】 文意としては何とか工夫しましょう。

【駒宮委員】 繰り返しになりますが、これ、技術的な問題ではないのですよ。ここにハートが入っていないのですよ。ハートをやっぱりぶち込まないと全体的に非常におかしいことになると。多少文面が違って結構ですので、できればこれとほとんど同じことを入れていただきたいというふうに思います。

【宇留野委員】 今後の対策についての最終的な表現でございますけれども、一番下のところの「調査結果などを」というところでございますけれども、ここへ「調査結果などを、地元の意見を踏まえて」というような文言を入れていただければと。

【吉田委員長】 2ページの裏側の。

【宇留野委員】 現地の廃棄物処理方法についての2)の「選別状況やモニタリング調査結果など」というふうに書いてありますけど、ここに「地元の意見を踏まえて」というような文言も入れていただければというふうに思います。

【吉田委員長】 了解しました。入れさせていただきます。

【清水委員】 今のところですが、(3)現地の廃棄物処理方策について、①、②、それから1)、2)とありますが、この2)を外して、1)の中に含めてはいかがでしょうか。1)、それから2)は選別・撤去に当たってはというふうにするということを提案します。

【吉田委員長】 1)と2)を一緒にしたらどうかということですか。

【清水委員】 はい。

【吉田委員長】 ここはやっぱり別にした方がいいのではないですか。とにかく排出業者については全量撤去を徹底的に要求するというのと、代執行するというのは状況が大分違いますので。

【清水委員】 代執行する場合でも、行為者及び排出事業者に対して責任に応じて撤去を求めるといことでしょうか。代執行の場合はしないのですか。

【吉田委員長】 もちろんそうです。しますよ。要するに執行して、費用がかかるわけで、それは当然要求し続けるわけです。でも、その間で、もしその業者が……。

【清水委員】 そうしたら、1番と2番が一緒になるべきじゃないですか。

【吉田委員長】 どうでしょうか。私は別々の方がいいような気がしますけど。

【富樫委員】 一応段階を分けて考えているので、原則は不法行為をした事業者の責任だと僕も考えるのですけれども、その上で、岐阜市として行政代執行をする場合には、こういう形の考え方をすると。だから、2段階を分けて書かないと制度的な意味がないのですけど。

【清水委員】 でも、そうなりますと、代執行になった場合は、行為者、排出事業者の不法行為を容認すること、そのまま認めてしまうことになりますので、それも責任に応じて撤去を求めていくということがやっぱり大前提ですのですね。

【富樫委員】 当然それはやるわけですね。代執行して、今言われたように費用請求をしていくわけですね。当然取り切れない場合が出てくるわけです。だから、モラルハザードになってしまうのですけれども、それでも、市民の安全と、それから一部の安心も含めて、岐阜市としてせざるを得ないという形ではないかと、そういう提案をするわけですがけれども。

【幅委員】 (2)の市民協働による不法投棄の再発防止についてという、この見出しと、

その次の内容がちょっとマッチしていないというか、再生ビジョン部会が出ていた、先ほどの報告書の内容に従って出ておるのですけれども、こういう見出しを設けるとすれば、むしろ①の2)の方が先に出るのではないかなあと。それが、ひいては、先ほど駒宮委員が言われたような市及び市民として何をなすべきかというのが前面に出てくるのではないかと。その上で、(1)の国レベルの問題を問うていくという姿勢の方がまだアピールするのではないかなという気がするのですけれども、ちょっと見出しとの関係でちぐはぐになっているような気がしますけれど。

【吉田委員長】 すみません、もう一度。

【幅委員】 (2)ですね。市民協働による不法投棄の再発防止についてとあるので、市民協働による防止策としては、その①の2)のところが……。

【吉田委員長】 市民にできることというところですか。

【幅委員】 その内容がまさに見出しとして出ているのではないのでしょうか。だから、アピールするとすれば、むしろ「市及び市民にできること」という表現よりも、「なすべきこと」とか、そういうことの方がふさわしいような気がするのですけれども、言葉はともかくとして、並べ方の問題といえばそれまでですけれども。

【吉田委員長】 なるほど。そうですね。最初に「市民協働」という言葉が入っていますので、どうでしょう。今の案、いいと思うのですが。

【富樫委員】 僕はまだ制度的でどうすべきかという問題と、実際に岐阜市や岐阜市民ができることというのはかなりレベルややれることが違いますので、こういう書き方はあると思っはいるのですけれども、つまりほかの四日市や敦賀でもそうですけれども、市では、はっきり言えば何ともしようがない部分というのが現実にあるわけですね。その上で、特に国に対してこういうことを要求するというのはあると思いますし、その上で、岐阜市としてさらにできること、岐阜市民としてできることという書き方だと思うのですけれども、市や市民だけでは解決する問題ではないという理解なもので。

【幅委員】 ただ、そういう姿勢がやはり、無責任とまでは言いませんけど、駒宮委員が先ほど言われたような意識に結びつくような気がするのですね。

【吉田委員長】 わかりました。要するに幅委員としては、市及び市民にできることを①に持ってきて、そこで市民協働をやるのですよと。循環型社会をつくるのですよと。その上で、国にできること、国に要望すべきは要望しましょうと、そういう言い方がベターではないかと。ベストかもしれませんが、それでそれぞれの役割分担をしていきましょうという話ですね。どうでしょう、なかなかいい案だと思うのですけど。

【富樫委員】 ちょっと似たようなことで、中間をとるのかもしれないのですが、清水委員の書かれた文章で、ある種の宣言として、岐阜市として、岐阜市民として主張すべきこと、あるいは自覚すべきことを、それでいうと検討内容であって、提言で個々の内容に入る前に一言書いて、要するに宣言のような形で書かせてもらって、その上で不法投棄の再発防止、それから実際に椿洞問題の処理という形で、場合によっては最後にもう一つ締め

の文章があってもいいのかもしれませんがね。あまり技術や制度的な問題だけでなく、市民や全国に対してアピールしたいということであれば、そういう内容を頭の方に盛り込むという手はあると思いますけど。

【吉田委員長】 わかりました。非常に具体的な意見がどんどん出てまいりましたので、それを盛り込んで、順次修正していきたいと思います。

そのほかございますか。

【清水委員】 先ほどの繰り返しですけど、富樫委員が反対でそのままになりましたけれども、もう一度、今後の対策について、2)を削除して、1)の中に入れてほしいです。だから、先ほどから言っていますように、代執行の場合も、行為者及び排出事業者等に対して責任に応じて撤去を求めるということはあるわけですから、この文章は上の文章だけのものではないですよ。処理のことについては、1)と2)は当然一緒になるべきだと思います。3)、4)はまた違うことですので、3)、4)がそれぞれ2)、3)になります。そういうことです。

【道家委員】 これでいいと思いますけれども、なかなか解釈が難しいなと思うのですが、市民による監視ということで、その辺の監督機能をおろしてくるということが書いてあるのです。2ページ目の上から4行目のところの役割分担のところは、産廃行政の所管は県レベルにすることが望ましいと書いてあるのですが、これは今でも県レベルなのです。ただ、たまたま岐阜市は中核市であるから、こちらにおいておるだけであって、一般的に考えると、こういった権限が中途半端に移譲されておるから、こういった責任がどっちやこっちやということになったということは事実なのです。ここを、より明確な責任の所在にするような仕組みづくりについてももうちょっと文面化した方がいいような気がするのです。産業廃棄物の所管はいつまでたっても県レベルでありますので、やっぱりこれは責任云々ということ、監督権限のあれがちょっと不明確なのです。今、岐阜市の場合においては、そういったところを国に求めていくというような何かうまい表現はないかなあと。ちょっと気になる点でありますけれども。

【富樫委員】 ちょっと清水委員に答える形なのですが、現地の廃棄物処理の方策の②の1)と2)ですよ。代執行もやむを得ない状況の場合には、当然費用負担等の面で事業者の責任を追及していくとともに、岐阜市としての代執行の内容は以下の形になると。そういう形に書くのはどうですか。1)もありますから、当然業者の責任は追及していかないといけないわけですが、

今おっしゃられた国、県、市の話なのですが、現在の制度がいいというわけでもなくて、国が全国できるかという、それも現実には非常に難しく、県が中心かなという見方も出ていますし、しかし、岐阜市の椿洞の場合でも、じゃあ県がすべてできるかという、結果的には県と市町村がきちんと連携をとり、情報も交換し、対策も検討し、監視も行いという形がやっぱり必要なのだろうと思うのです。だから、県の果たす役割というのはあると思うのですが、これは最後の勉強会の方でも議論したのですけれど

も、もっと国、県、市、特に県、市町村がもっと連携をして産業廃棄物の問題に対しても当たっていくというのがいいのかなとは思っているのですが、県に任せて、それで解決すると思いませんので。

【吉田委員長】 本当に、今、富樫委員が言われたように、市もやっぱりやらなきゃいけないわけですし、県とどういうふううまく連携をとれるかという、そういうことをやってほしいわけですよ、こちらも。それがうまく表現できていないということであれば、少し表現を考えさせてください。

清水委員、どうでしょうか、富樫委員の提案に対しては。

〔傍聴者の声あり〕

【清水委員】 先ほど道家委員がおっしゃったように、分別処分ということを考えると、また今の意見で、1)と2)とくつつくと思います。

【富樫委員】 1)の方は事業者にやらせると。2)の方は市が代執行する場合と分かれるわけですから、一緒にしてしまうと意味がないのですけれども。当然業者の責任は追及していくとした上で。

【清水委員】 今後の対策についてですので、分別処分ということが一番の主語になるわけですから、今、3)になっている選別撤去に当たっては、リサイクルの可能性、これはまた違う事柄になっていますので。4)も。

【富樫委員】 主語とか主体が違う。

【清水委員】 そうです。主語というのか、分別処分が1)で言いたいこと。

【富樫委員】 事業者にやらせる。2)は市が代執行する場合。だから、主体が違う。

【清水委員】 事業者がやるのが一番の前提、一番基本なのですね。代執行が見込まれる場合というふうにあるのですけれども、それはもう既にあきらめているでしょう、やる前に。

【吉田委員長】 あきらめてはいないですよ。だれも決してあきらめてはいないですよ。事業主にやってもらわないと。

【清水委員】 そうです。それをやっぱりきちっと示したいと思います。

【吉田委員長】 それを1)で独立させてやっているわけですよ。そのためにやっているのですよ。

【清水委員】 だから、代執行は二の次なのですよ。

【吉田委員長】 二の次なのです。だから、次の2)になっているわけです。

【清水委員】 いやいや、だから、2)で独立した項目ではないのです。

〔傍聴者の声あり〕

【事務局（一野）】 今、大事な議論をしているところですので、お控えください。もうこれ以上、こういうことがないようにしてください。本当にお願いします。最後のお願いですよ。

【吉田委員長】 気持ちとしては、決して清水委員が言われることと、それから富樫委員

が言われることと、我々がここに書いたことはそんなに矛盾しているわけではなくて、我々もきちんと業者の責任を追及したい。これは非常に大きい問題です。要するに措置命令を出さなきゃいけないわけですよ。措置命令を出して、それでどうしてもできない場合に代執行すると。だから、順番として、一緒にするとちょっとまずいと思うのが我々の意見。それは再生ビジョン部会でもやって、いわばセットですけど、まず第一は、何といっても業者に撤去を要求すると。これがまず第一だと思うのですよ。

〔傍聴者の声あり〕

それでは、そのほかご意見ございますでしょうか。

【清水委員】 先ほどから傍聴の方がいろいろ発言されておりますけれども、これは民主主義のルールには乗っかっていないことで、ルールに外れていることなのではけれども、ただ私もこの検討委員会に参加しております、例えば最初るときから、あの方がおっしゃったように、専門家の方の意見と、それから専門家といってもいろいろな方がいらっしゃいます。その方々と意見を交わしてほしいと。私たち一般市民としてはわかりませんので、そういうふうなことをずうっとお願いしてきました。

それから情報公開にしても、それから市民がもっといろいろなことを積極的に、自主的に考え合ったことを一緒に考えていこうというふうな場が非常に私は不十分だったというふうに感じているのです。これは非常に民主的ルールにこれも反しているというふうには感じているのです。だから、この場で傍聴の方々がおっしゃるのは、やむを得ぬ思いで言ってみえるのですよ。私もずうっとさっきから全量撤去ということ意見をとして出しておるにもかかわらず、今、これですと第3案ということになっていきます。そういう答申をするということになっちゃいますよね。でも、これはこの委員会の、後で多数決をとってくださっても結構ですけども、少数意見もあったことをぜひ書き加えていただいて、そして今後の答申にきちっとそれを言っていたいただきたいと思います。ぜひ多数決を最後にとっていただきたいと思います。

【吉田委員長】 多数決というご意見がありましたけど、必要ないという意見もあります、今幾つかコメントが出ました。そのことを修正した上で、これを最終的な検討委員会の報告書としたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

じゃあ、これを要約させていただきます。

第1点、1ページの市及び市民にできることと、それから再発防止のところを入れかえさせていただく。この順序を修正させていただく。

それから、清水委員の意見書の「今、あらゆる階層からの……」というところ、文章につきましてはこのままではなくて、少し変えさせていただきますけど、これを（2）の再発防止の冒頭のところに入れさせていただいて、モラルハザードがそういう結果を起こしたということの意味が通じるようにさせていただきたい。

それから、裏側の役割分担についてのところを、産業廃棄物で、やはり仕組みづくりが

今のところ不十分で、県と市の役割分担がきちんとわかるような、より明示できるような文章に改正させていただくと。

それから、(3)の現地の廃棄物処理方策についての②の2)のところの最後に、「調査結果などを地元の意見を踏まえて判断すること」というふうにさせていただくと。

【宇留野委員】 先ほど、先回の再生ビジョン部会の中から加えられていなかった部分をお話したわけですが、緊急対策をどこかへ盛り込んでいただけたらというふうに思います。

【吉田委員長】 5番目ですね。これは全体の要望の中に入れて方がいいですね。どこかに。

それから清水委員の、全量撤去を求める声が少数ではあるが強くあったということについてもきちんとどこかに入れさせていただきます。

ということ踏まえまして、この検討(案)を最終報告書にしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

[「はい」の声あり]

はい、どうもありがとうございました。

長時間の議論を本当に熱心にありがとうございました。

これをもって、第6回の委員会を終わらせていただきます。

【事務局(小野崎)】 一言ごあいさつさせていただきますが、きょうは本当に長時間にわたりまして、真摯なご議論を賜りまして、ありがとうございます。

きょうの議論を踏まえまして、3月末、本年度末に最終報告書をいただきまして、それに基づきまして、市としても最終的な処理方法を決定していくわけですが、何と申しましても、やはり第一義的には、排出事業者を含めました事業者への責任の追及でございますので、これはまず第一義的にやっていきたい。措置命令を含めてやっていきたいと考えておりますので、民主ルールを守って、お願いしたいと思います。ありがとうございました。

【吉田委員長】 それから、次回の確認ですが、3月23日、よろしゅうございますね。最終報告書の確認、3月23日です。お願いします。これで閉会させていただきます。

— (了) —